十一

分野　漁業

小分野

産業分類
領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業
ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業
ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業
ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業
ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業

関連する義務
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）

概要
日本国は、日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。
(a)　水産資源の採取を伴わない調査
(b)　集魚
(c)　漁獲物の保蔵及び加工
(d)　漁獲物及びその製品の輸送
(e)　漁業に使用される他の船舶への補給

現行の措置
外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

十二

分野　情報通信業

小分野

産業分類
放送業
ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所
ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。）
ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。）
ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業

関連する義務
内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）

概要
日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章

十三

分野　土地取引に関する事項

小分野

産業分類

関連する義務
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）

概要
日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。

現行の措置
外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十四

分野　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス

小分野

産業分類

関連する義務
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）

概要
日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置

十五

分野　運輸業

小分野　航空運輸業

産業分類

関連する義務
内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）

概要
日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。

現行の措置

アンゴラ共和国の表

一

分野　基礎的な衛生サービス

小分野　基礎的な下水サービスの整備業
公共廃棄物施設からの固形廃棄物の管理業及び回収業

産業分類
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｅ三七〇〇　廃水の回収、排水及び処理
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｅ三八　廃棄物の収集及び処理、原料の再利用

関連する義務
内国民待遇（第二条）
アンゴラ共和国は、同国における基礎的な下水サービスの整備並びに公共廃棄物施設からの固形廃棄物の管理及び回収への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

概要
経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条

現行の措置

二

分野　武器産業

小分野

産業分類
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｃ二五二〇　武器及び弾薬の製造業

関連する義務
内国民待遇（第二条）
アンゴラ共和国は、同国における武器の流通及び商業化への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

概要
経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条

現行の措置

三

分野　配水業

小分野　表流水の取水業及び処理業並びに配水業

産業分類
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｅ三六〇〇　取水業、処理業及び配水業

関連する義務
内国民待遇（第二条）
アンゴラ共和国は、同国における上水道業への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

概要
経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条

現行の措置

四

分野　郵便サービス

小分野

産業分類
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｈ五三一〇　国営郵便局業

関連する義務
内国民待遇（第二条）
アンゴラ共和国は、同国における郵便サービスへの投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

概要
経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条

現行の措置

五

分野　電気通信業

小分野

産業分類
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｊ六一一〇　有線電気通信業
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｊ六一二〇　無線電気通信業
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｊ六一三〇　衛星電気通信業

関連する義務
内国民待遇（第二条）
アンゴラ共和国は、同国における電気通信サービスへの投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

概要
経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条

現行の措置